

# 東京大学理学部

Radiation Safety Course, School of Science, University of Tokyo

## 放射線取扱者講習会 (一般講習会)

### 放射線障害予防規程の改正

Amendment of radiation hazard prevention regulations

2020年度 前期

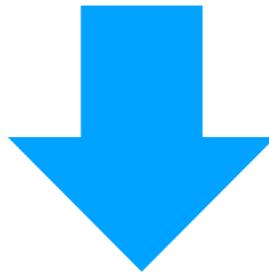
Spring–Summer 2020

# 放射線管理の法令

## Japanese Laws for radiation protection

- RI (放射性同位元素) ・  $\alpha$  ・  $\beta$  ・  $\gamma$  ・ 陽子線 ・ 中性子線 ・ 重粒子線  
& 1 MeV以上の電子線 ・ X線
  - 放射性同位元素等による放射線**障害の防止**に関する**法律**  
／同施行令／同施行規則
- X線
  - **電離放射線障害防止規則**  
☞ 労働安全衛生法／同施行令
- 核原料物質、核燃料物質
  - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律／同施行令
- 医療および医薬品
  - 医療法施行規則 ☞ 医療法 ・ 同施行令

# 放射性同位元素等による放射線**障害**の**防止**に関する**法律** (**障防法**)



## 放射性同位元素等の規制に関する法律 (**R I 規制法**)

報告義務の強化

危険時の措置の強化

放射線障害の防止に関する業務の改善の導入

教育訓練

事業者責務の取り入れ

法律名の変更及び法目的の追加強化

防護措置(セキュリティ対策)の強化

平成30年4月1日 一部施行

令和元年9月1日 施行

# 東京大学理学部 放射線障害予防規程

令和元年5月22日 制定

令和元年7月19日 改正

令和元年9月 1日 施行

(目的)

**第1条** この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（以下「**R I 規制法**」という）及び関連法令（以下「**R I 規制法等**」という）に基づき、東京大学大学院理学系研究科・理学部（以下「**本学部**」という）における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「**放射性同位元素等**」という）の**取扱い及び管理**に関する事項を定め、**放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保**することを目的とする。

東京大学理学部は放射性同位元素等を使用する許可使用者（事業所）。

500名以上の利用者（放射線取扱者＝放射線業務従事者＋X線利用者）

東京大学の一部局という扱いではない。

東京大学全体としての責任とは別に、理学部は事業所としての責務を有する。

(事業所の責務)

**第2条** この規程は、本学部の、R I 規制法等に係る**事業所としての責務**を全うするため、東京大学大学院理学系研究科長・理学部長（以下「**理学部長**」という）及び**副研究科長の責任**を明確にし、放射線管理及び関連する業務に**携わる者や組織の果たすべき義務**について規定するとともに、放射線業務に**従事する者及び施設に適用する規則**を定めるものである。

(理学部長及び副研究科長の責務)

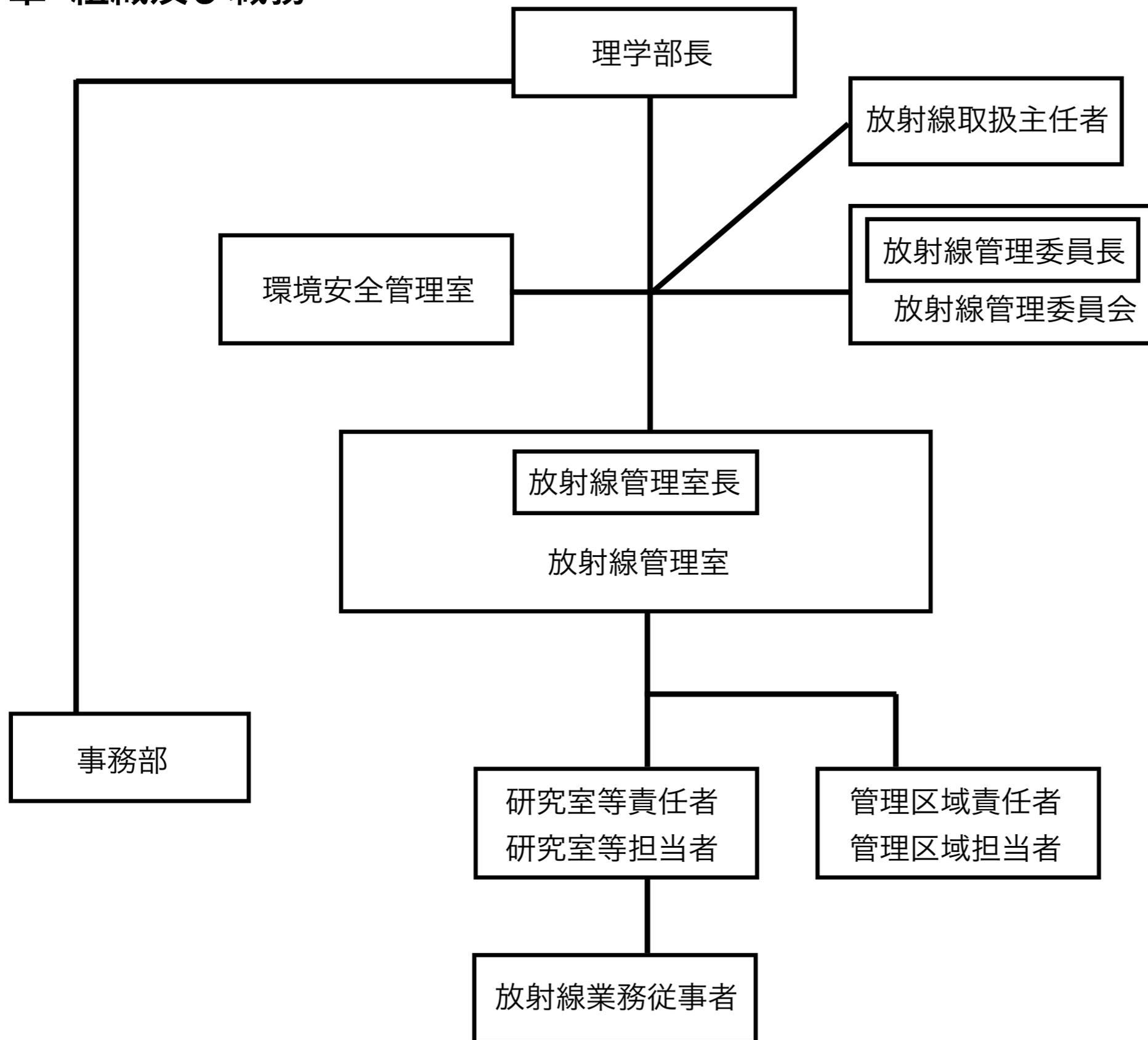
**第8条** 理学部長及び副研究科長（以下「**理学部長等**」という）は、本学部がR I 規制法等の定める放射線の安全管理を組織として確実に遂行できる体制を構築し維持する責務を有し、安全管理の履行に関して理学部長が最終的な責任を負う。

2 理学部長等は、安全が確保され、また放射線管理業務が円滑に行われるために必要な人員及び予算確保の措置を講じなければならない。

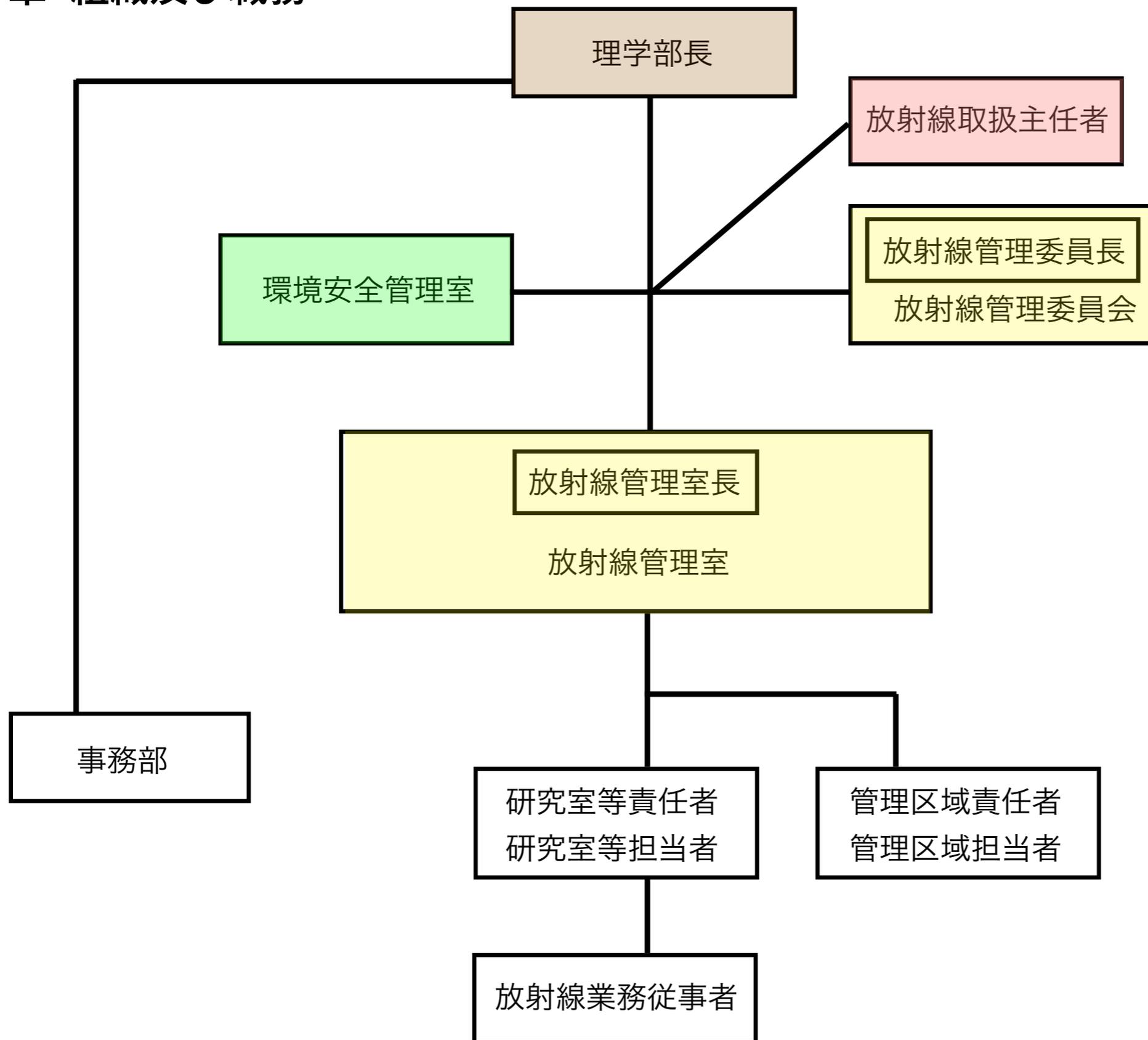
(意見の尊重と勧告の遵行)

**第9条** 理学部長等は、放射線管理委員会委員長・放射線取扱主任者の答申・意見の真申を尊重し、勧告に従わなければならない。 (条文を要約して掲載)

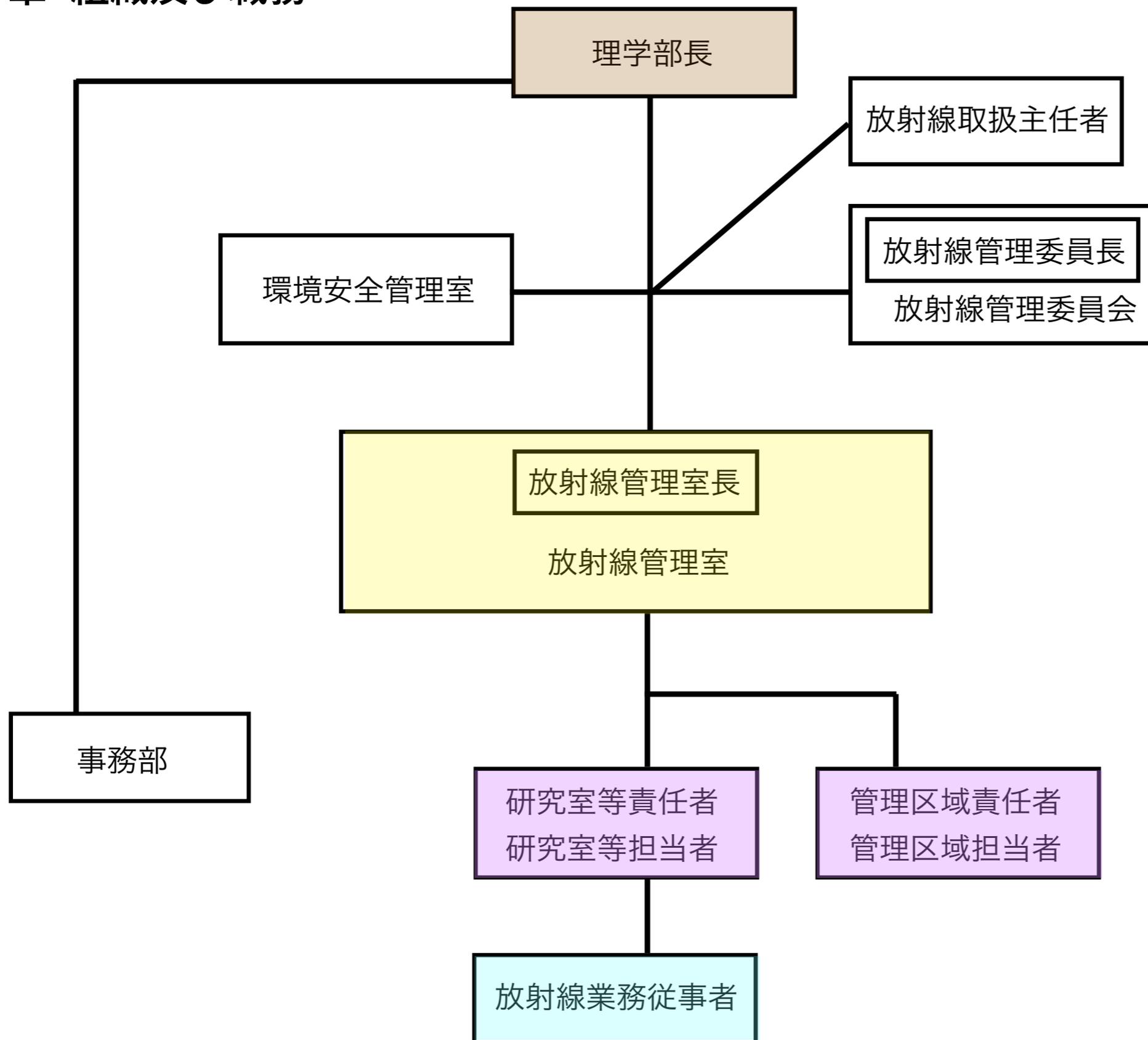
### 第3章 組織及び職務



### 第3章 組織及び職務



### 第3章 組織及び職務



(研究室等責任者、研究室等担当者)

**第17条** 理学部長は、放射線業務を行う研究室等ごとに**研究室等責任者**（以下「責任者」という）及びこれを補佐する**研究室等担当者**（以下「担当者」という）を置くものとする。

2 責任者及び担当者は、本学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

3 責任者は原則として研究室等の主宰者とし、担当者は同室の教職員とする。

(研究室等責任者の職務)

**第18条** 責任者は、自己の研究室等に属する業務従事者の個人管理について責任を負うものとする。 ……

(管理区域責任者、管理区域担当者)

**第20条** 本学部の放射性同位元素等を取り扱う管理区域ごとに、**管理区域責任者**及びこれを補佐する**管理区域担当者**を置くものとする。 ……

(定期点検)

**第23条** 管理区域責任者は、別表に掲げる点検項目について、別に定める「**放射線施設定期点検要領**」に従い、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の点検を行わなければならない。 ……

**(業務従事者)**

**第19条** 本学部において業務従事者となるためには、あらかじめ登録の申請を行い、所定の健康診断を受診し、教育訓練を終了し、業務従事者としての認可を受けなければならない。 ……………

**(管理区域に関する遵守事項)**

**第27条** 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  
……………

**第9章 教育及び訓練**

**第40条**

**第10章 健康管理**

**第41条・第42条**

**第13章 情報提供**

**第47条**